

固定資産税（都市計画税）

兵庫県立芸術文化センターに係る固定資産税及び都市計画税の課税免除の実施に関する要綱

（平成14年12月27日）

沿革

平成16年4月1日 平成17年5月6日 平成19年3月29日
平成25年12月11日

（目的）

第1条 この要綱は、西宮北口駅南地区芸術文化地区における公共芸術文化施設の設置に伴う支援に関する条例（平成14年西宮市条例第14号）及び西宮北口駅南地区芸術文化地区における公共芸術文化施設の設置に伴う支援に関する条例施行規則（平成14年西宮市規則第44号。以下「規則」という。）の施行において、固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する必要な事項を定め、もって事務の円滑な執行を図ることを目的とする。

（対象土地）

第2条 規則第2条に掲げる要件を満たす土地は、兵庫県が設置する兵庫県立芸術文化センターの用に供する土地とする。

（申請、添付書類及び決定）

第3条 課税免除の適用を受けようとする者は、規則第3条第1項に基づき「固定資産税・都市計画税課税免除適用申請書」（以下この条において「申請書」という。）を、適用を受けようとする年度ごとに市長に提出しなければならない。ただし、同項の規定による申請のあった日の属する年度の翌年度以降の年度において当該土地が引き続き規則第2条に掲げる要件を満たすときは、当該申請のあった日の属する年度から5年度分を超えない範囲内に限り、申請書の提出を省略することができる。

2 規則第3条第2項本文に規定する書類は、申請しようとする土地について借地権その他の使用に関する権利を証する書面及び字限図、位置図その他適用対象部分が明らかとなる図書とする。

3 申請書の受理は、兵庫県立芸術文化センターとの連携に関する事務を所管する課等において行い、固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務を所管する課等に通知するものとする。この場合において、固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務を所管する課等は、当該申請書及び実地調査に基づき、課税免除の可否について決定を行うものとする。

（適用）

第4条 課税免除の適用は、第2条に規定する土地に対して課する平成15年度分の固定資産税及び都市計画税からとする。

付 則

この要綱は、平成15年1月1日から実施する。

付 則（平成16年4月1日）

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

付 則（平成17年5月6日）

この要綱は、平成17年10月1日から実施する。

付 則（平成19年3月29日）

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

付 則（平成25年12月11日）

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。